

富士見市行政組織条例の制定について

1 概要

第6次基本構想・第1期基本計画の推進、現状における課題への対応及び更なる市民サービスの向上を図るため、富士見市行政組織条例の全部を改正するもの。

2 制定内容

①組織の構成（第1条関係）

- ・危機管理課の新設
- ・総合政策部を政策財務部に変更
- ・自治振興部を協働推進部に変更
- ・市民生活部を市民部に変更
- ・経済環境部の新設
- ・まちづくり推進部を都市整備部に変更

②分掌事務（第2条関係）

(1)整理の仕方

- ・第1期基本計画の30分野を基本に分掌事務を設定
- ・その他法定受託事務や行政内部の事務について、分掌事務として設定

(2)主な変更点

- ・総合政策部より「契約に関すること。」「営繕に関すること。」を総務部に移管
- ・総務部に「公共施設マネジメントに関すること。」を位置付ける。
- ・政策財務部に「シティプロモーションに関すること。」を位置付ける。
- ・市民生活部より「多文化共生及び国際交流に関すること。」「人権及び男女共同参画に関すること。」「市民相談及び消費生活に関すること。」を協働推進部に移管
- ・教育委員会より「スポーツに関すること。」を移管し、協働推進部の分掌事務とする。

③関係条例の整備（附則関係）

- ・富士見市職員の特殊勤務手当支給に関する条例
- ・富士見市都市計画審議会条例
- ・富士見市都市計画基本方針策定委員会条例
- ・富士見市総合計画審議会条例
- ・富士見市国民保護協議会条例
- ・富士見市入札監視委員会条例
- ・富士見市市民参加及び協働推進委員会条例
- ・富士見市文化芸術振興委員会条例
- ・富士見市男女共同参画社会確立協議会条例
- ・富士見市産業振興審議会条例
- ・富士見市農業振興地域整備促進協議会条例
- ・富士見市農業委員会の委員候補者選考委員会条例
- ・富士見市地域公共交通会議条例

3 施行日

令和3年4月1日

富士見市行政組織条例

富士見市行政組織条例（平成22年条例第18号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び課を置く。

危機管理課

総務部

政策財務部

協働推進部

市民部

子ども未来部

健康福祉部

経済環境部

都市整備部

建設部

（分掌事務）

第2条 前条に規定する部及び課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

危機管理課

(1) 防災その他の危機管理に関すること。

総務部

(1) 議会に関すること。

(2) 文書及び法規に関すること。

(3) 情報公開及び個人情報保護に関すること。

(4) 統計に関すること。

(5) 契約に関すること。

(6) 秘書、渉外及び褒賞に関すること。

(7) 広報及び広聴に関すること。

(8) 職員に関すること。

- (9) 公共施設マネジメントに関すること。
- (10) 財産管理に関すること。
- (11) 営繕に関すること。
- (12) 他の所管に属さないこと。

政策財務部

- (1) 総合的な行政運営に関すること。
- (2) 行政組織及び事務管理に関すること。
- (3) 財政に関すること。
- (4) シティプロモーションに関すること。
- (5) ICTに関すること。

協働推進部

- (1) 地域コミュニティに関すること。
- (2) 防犯及び交通安全に関すること。
- (3) 文化芸術に関すること。
- (4) スポーツに関すること。
- (5) 多文化共生及び国際交流に関すること。
- (6) 人権及び男女共同参画に関すること。
- (7) 市民相談及び消費生活に関すること。

市民部

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- (2) 国民健康保険及び後期高齢者医療に関すること。
- (3) 国民年金に関すること。
- (4) 市税に関すること。

子ども未来部

- (1) 子育て支援に関すること。
- (2) 子ども・若者支援に関すること。

健康福祉部

- (1) 地域福祉に関すること。
- (2) 高齢者福祉に関すること。
- (3) 障がい福祉に関すること。

- (4) 健康づくりに関すること。

経済環境部

- (1) 商工業に関すること。
- (2) 就労に関すること。
- (3) 農業に関すること。
- (4) 環境に関すること。

都市整備部

- (1) 土地利用に関すること。
- (2) 公共交通に関すること。
- (3) 公園、緑地及び緑化に関すること。
- (4) 市街地整備に関すること。
- (5) 土地区画整理に関すること。

建設部

- (1) 道路に関すること。
- (2) 治水に関すること。
- (3) 建築に関すること。
- (4) 住環境に関すること。
- (5) 下水道に関すること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、部の内部組織その他必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(富士見市職員の特殊勤務手当支給に関する条例等の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「まちづくり推進部」を「都市整備部」に改める。

- (1) 富士見市職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和51年条例第9号）第10条第1項
- (2) 富士見市都市計画審議会条例（平成13年条例第10号）第8条
- (3) 富士見市都市計画基本方針策定委員会条例（平成31年条例第13号）第8条

(富士見市総合計画審議会条例の一部改正)

- 3 富士見市総合計画審議会条例（平成元年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「総合政策部」を「政策財務部」に改める。

(富士見市国民保護協議会条例の一部改正)

- 4 富士見市国民保護協議会条例（平成18年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条中「総務部」を「危機管理課」に改める。

(富士見市入札監視委員会条例の一部改正)

- 5 富士見市入札監視委員会条例（平成25年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条中「総合政策部」を「総務部」に改める。

(富士見市市民参加及び協働推進委員会条例及び富士見市文化芸術振興委員会条例の一部改正)

- 6 次に掲げる条例の規定中「自治振興部」を「協働推進部」に改める。

(1) 富士見市市民参加及び協働推進委員会条例（平成25年条例第20号）第8条

(2) 富士見市文化芸術振興委員会条例（平成25年条例第21号）第9条

(富士見市男女共同参画社会確立協議会条例の一部改正)

- 7 富士見市男女共同参画社会確立協議会条例（平成25年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条中「市民生活部」を「協働推進部」に改める。

(富士見市産業振興審議会条例等の一部改正)

- 8 次に掲げる条例の規定中「まちづくり推進部」を「経済環境部」に改める。

(1) 富士見市産業振興審議会条例（平成25年条例第28号）第10条

(2) 富士見市農業振興地域整備促進協議会条例（平成25年条例第29号）第9条

(3) 富士見市農業委員会の委員候補者選考委員会条例（平成27年条例第43号）

第10条

(富士見市地域公共交通会議条例の一部改正)

- 9 富士見市地域公共交通会議条例（平成27年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条中「建設部」を「都市整備部」に改める。

富士見市職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和51年条例第9号）新旧対照表

新	旧
<p>(土木作業手当)</p> <p>第10条 土木作業手当は、<u>都市整備部</u>及び建設部に勤務する職員のうち技能労務職給料表の適用を受ける職員が、道路の補修、植栽の剪定その他土木作業に従事したときに支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(土木作業手当)</p> <p>第10条 土木作業手当は、<u>まちづくり推進部</u>及び建設部に勤務する職員のうち技能労務職給料表の適用を受ける職員が、道路の補修、植栽の剪定その他土木作業に従事したときに支給する。</p> <p>2 (略)</p>

富士見市都市計画審議会条例（平成13年条例第10号）新旧対照表

新	旧
<p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>都市整備部</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>まちづくり推進部</u>において処理する。</p>

富士見市都市計画基本方針策定委員会条例（平成31年条例第13号）新旧対照表

新	旧
<p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>都市整備部</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>まちづくり推進部</u>において処理する。</p>

富士見市総合計画審議会条例（平成元年条例第2号）新旧対照表

新	旧
<p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>政策財務部</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>総合政策部</u>において処理する。</p>

富士見市国民保護協議会条例（平成18年条例第29号）新旧対照表

新	旧
(庶務) 第5条 協議会の庶務は、 <u>危機管理課</u> において処理する。	(庶務) 第5条 協議会の庶務は、 <u>総務部</u> において処理する。

富士見市入札監視委員会条例（平成25年条例第19号）新旧対照表

新	旧
(庶務) 第10条 委員会の庶務は、 <u>総務部</u> において処理する。	(庶務) 第10条 委員会の庶務は、 <u>総合政策部</u> において処理する。

富士見市市民参加及び協働推進委員会条例（平成25年条例第20号）新旧対照表

新	旧
(庶務) 第8条 推進委員会の庶務は、 <u>協働推進部</u> において処理する。	(庶務) 第8条 推進委員会の庶務は、 <u>自治振興部</u> において処理する。

富士見市文化芸術振興委員会条例（平成25年条例第21号）新旧対照表

新	旧
(庶務) 第9条 振興委員会の庶務は、 <u>協働推進部</u> において処理する。	(庶務) 第9条 振興委員会の庶務は、 <u>自治振興部</u> において処理する。

富士見市男女共同参画社会確立協議会条例（平成25年条例第22号）新旧対照表

新	旧
(庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>協働推進部</u> において処理する。	(庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>市民生活部</u> において処理する。

富士見市産業振興審議会条例（平成25年条例第28号）新旧対照表

新	旧
(庶務) 第10条 審議会の庶務は、 <u>経済環境部</u> において処理する。	(庶務) 第10条 審議会の庶務は、 <u>まちづくり推進部</u> において処理する。

富士見市農業振興地域整備促進協議会条例（平成25年条例第29号）新旧対照表

新	旧
(庶務) 第9条 協議会の庶務は、 <u>経済環境部</u> において処理する。	(庶務) 第9条 協議会の庶務は、 <u>まちづくり推進部</u> において処理する。

富士見市農業委員会の委員候補者選考委員会条例（平成27年条例第43号）新旧対照表

新	旧
(庶務) 第10条 委員会の庶務は、 <u>経済環境部</u> において処理する。	(庶務) 第10条 委員会の庶務は、 <u>まちづくり推進部</u> において処理する。

富士見市地域公共交通会議条例（平成27年条例第20号）新旧対照表

新	旧
(庶務) 第8条 交通会議の庶務は、 <u>都市整備部</u> において処理する。	(庶務) 第8条 交通会議の庶務は、 <u>建設部</u> において処理する。